

住民監査請求（公園樹・街路樹の安全対策事業に係る監査請求）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和6年1月4日に提出された住民監査請求について、令和6年2月2日に請求人に監査結果を通知しました。（却下、監査結果は同年2月1日決定）

1 請求の要旨

2023年度の公園樹・街路樹の安全対策事業により、扇町公園のケヤキ及び北田辺4公園のコブシを撤去（伐採）予定であるが、大阪市が調査を依頼した樹木医も請求人が依頼した樹木医も伐採が必要だとは診断しておらず、伐採の根拠とはなりえない。

よって、上記2本の樹木の伐採は不当であることから、当該ケヤキ及びコブシの撤去の差止めと、監査結果が出るまでの執行停止を求める。

2 判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求は、直接請求としての事務の監査請求（法第75条）が地方公共団体の事務執行の全般にわたる不正の防止、匡正の機会を与えようとするのとは異なり、その職員等による違法、不当な行為等により住民として損失を被ることを防止するため、住民全体の利益の見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図り、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものである。

よって、その対象とされる事項は法第242条第1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限定されており、いずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有する必要がある。

この点、昭和55年4月28日の浦和地方裁判所判決では、住民監査請求ないし住民訴訟の対象となる行為は、法第242条第1項に定める事項以外の非財産的な一般行政処分についてまでこれを対象とするものではないことは明らかであり、従って財務的処理を直接の目的としない非財産的目的のためにする行為が、たとえ財務処理と表裏一体をなし、結果的に地方公共団体の財産の経済的価値に何らかの影響を及ぼすことがあっても、この点を把握本質的に性質を異にする財務処理を目的とする財産の管理等にも当たるとし、住民監査請求ないし住民訴訟の対象とすることはできないものというべきであるとしている。

そして、道路区域変更処分について、交通の発展に寄与し、公共の福祉を増進することを究極の目的とし道路網全体の機能を勘案し、道路を付替えることがその地域における開発と環境との調和を図る上で道路行政上最も適切なルートであるという考えに基づいてなされた道路法に基づく公物管理のための行為であって道路として管理される区域を明確にすることを主眼とするものであり、財務的処理すなわち公有財産の財産的価値に着目して行う管理行為とは性質を異にするものであるとして、住民訴訟の対象となる財務会計上の行為ということとはできないと判示している。

また、平成元年 10 月 26 日の東京地方裁判所判決では、ある行為又は事実が財務会計上の行為又は事実と該当するか否かは、その行為等の結果として地方公共団体に財産的損害を与えるかどうかによってではなく、当該行為又は事実がその性質上、専ら財務的処理を目的とするか否かで判断すべきものであり、専ら財務的処理を目的とするというのは、当該行為又は事実が専ら一定の財産の財産的価値に着目し、その維持、保全、実現等を図ることを目的とするということであるとしている。

そして、都市公園法による公園の占用許可は、専ら公園管理上の見地からなされるものであり、当該公園敷地の財産的価値に着目し、専らその財産的価値の維持や保全等の財務的処理を目的とするものではないとし、他の行政目的の達成を目的とする当該許可行為が、財産の財産的価値に何らかの影響を及ぼしたとしても、その行為が、当該財産の財産的価値に着目し、財務的処理を目的とするものではないのであるから、財務会計上の行為又は事実ではないと判示している。

さらに、平成 2 年 4 月 12 日の最高裁判所判決においても、保安林内の市有地における市道建設に関与した市職員の行為について、「道路整備計画の円滑な遂行・実現を図るという道路建設行政の見地からする道路行政担当者としての行為（判断）であって、本件土地の森林（保安林）としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解するのが相当である。」と判示し、前記の両地方裁判所判決と同様の考えに立っている。

これらの判決によれば、財務会計上の行為としての性質を有しない一般行政上の管理行為である公物管理は、住民監査請求の対象とはならないと解される。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

請求人は、扇町公園のケヤキ（B 1 地区・4 番）及び北田辺 4 公園のコブシ（以下「本件樹木」という。）が伐採予定であることについて、大阪市及び請求人の双方が調査依頼した樹木診断結果等によれば、本件樹木の健全度等に関し伐採が必要とまでは診断されていないにもかかわらず、その対象になったことが不可解であるとし、本件樹木の伐採が実施されるのは不当であるとしている。

それは、大阪市のあげる伐採理由がいずれもその根拠となりえないとして、本件樹木を伐採対象とした判断そのものが不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、本件樹木の伐採は、大阪市が専ら公園管理の一環として行っているもので、公園利用者の安全・安心確保のために必要であるとの判断に基づいてなされた公物管理のための行為であると考えられる。

よって、本件樹木を伐採対象とした判断そのものは、財務会計上の行為としての性質を有しない一般行政上の行為（判断）にほかならず、公園樹・街路樹の安全対策上の公園管理者とし

ての行為（判断）であり、本件樹木自体の財産的価値に着目し、専らその財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解される。

したがって、本件樹木を伐採対象とした判断は、法第 242 条に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為とはいえず、本件請求は住民監査請求の対象とならないものと判断した。